

東かがわ市部活動地域移行推進計画

令和5年12月25日
東かがわ市教育委員会

1 部活動地域移行へのねらい

東かがわ市では、少子化に伴う今般の部活動改革を通じて、学校を含めた地域の中で、中学生世代の運動・スポーツ・文化・芸術活動を進化させるとともに、教職員の働き方改革につながるよう、学校部活動を地域に移行する。まずは、休日の部活動を学校から地域へ移行し、「地域クラブ活動」に位置づけて実施する。「地域クラブ活動」は学校部活動が培ってきた教育的意義や役割を継承発展させ、新しい価値を創出するとともに、学校・保護者・地域が連携のもと、スポーツ・文化芸術活動による教育的機能を高めることを目的とし、生徒が大会やコンクールに参加することのみに重点を置くことなく、多様なニーズに応じた活動機会を保障する。

令和5年度から7年度までを改革推進期間とし、この3か年において東かがわ市立中学校の休日における運動・文化部活動すべてを地域へ移行するとともに、東かがわ市における地域クラブ活動の充実を図る。将来的には、中学生世代にとらわれない持続可能な地域のスポーツ・文化芸術活動が実施できる環境整備をめざす。

2 部活動地域移行についての取組方針

中学校等の部活動を取り巻く状況の変化に伴い、国が「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」(※1)を発出し、これを受けて香川県が「香川県学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」—生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動の実現を目指して— (※2)を策定し、方向性の大枠を示した。国・県のガイドラインを踏まえて本市においても「東かがわ市学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関するガイドライン」を示し、生徒や保護者等の理解を得ながら段階的な地域移行を進める。

東かがわ市の「地域クラブ活動」は、学校と地域とが連携して、令和5年度の移行開始から3年後の令和7年度末を目途とする改革推進期間中に、東かがわ市立中学校の休日の活動を地域へ移行する。

また可能な種目から平日の活動も「地域クラブ活動」への移行準備を開始する。

※1 令和4年12月にスポーツ庁及び文化庁が連名で公表したガイドライン

※2 令和5年3月に香川県教育委員会が中学校版として公表したガイドライン

3 推進体制

(1) 東かがわ市教育委員会

東かがわ市教育委員会は、東かがわ市の学校部活動の地域移行に向けた活動方針及び推進計画を策定し、改革推進期間中に休日の部活動が円滑に地域移行できるよ

う体制を整備する。アンケートなどを通じた生徒等のニーズ把握、新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法等に関する教育振興審議会の開催、学校部活動の受け皿として「東かがわクラブ」を設置（※1）、必要な財源等の確保・支援、香川県・東かがわ市立中学校・東かがわ市内関係団体等との連携・調整を図る。学校教育課が主管し、生涯学習課と連携協力しながら円滑な地域移行を推進することで、地域スポーツ・文化芸術活動の充実を図る。

※1 令和5年4月 東かがわ市教育委員会規則施行、クラブ設置

(2) 東かがわ市立中学校

引田中学校、白鳥中学校、大川中学校は、生徒の教育や健全育成に関する専門性と実績を生かし、香川県及び東かがわ市の関係部署や地域における各種団体等と協力・協働して、「東かがわクラブ」の活動に参加する生徒の情報共有を行うとともに、地域スポーツ・文化芸術環境の整備に協力する。

各中学校長は、国・香川県及び東かがわ市教育委員会が示すガイドライン（※2）に基づき、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革が進むよう関係者との連携・協力を図り推進する。生徒が平日の部活動と休日の「地域クラブ活動」に参加しやすい環境となるよう教職員・保護者・生徒に周知する。

※2 都道府県は、国のガイドラインに則り、学校部活動の活動時間及び休養日の設定その他適切な学校部活動の取組に関する「部活動の在り方に関する方針」を策定する。学校の設置者は、国のガイドラインに則り、都道府県の「部活動の在り方に関する方針」を参考に、「設置する学校に係る部活動の方針」を策定する。校長は、学校の設置者の「設置する学校に係る部活動の方針」に則り、毎年度、「東かがわ市立中学校の部活動ガイドライン」を策定する。

(3) 東かがわクラブ

学校部活動が培ってきた教育的意義や役割の継承発展、新しい価値の創出、学校、保護者、地域の連携のもとスポーツ・文化芸術活動による教育的機能を高めることを目的に「東かがわクラブ」を設置する。クラブでは指導員設置要綱、種目部会設置要綱に基づき、東かがわ市立中学校におけるすべての学校部活動の受け皿として、学校や関係機関・団体と連携・協力し、以下の①～③の事業を実施する。

- ①スポーツ・文化支援事業
- ②地域との交流事業
- ③その他会長が必要と認める事業

東かがわクラブ活動（休日）と学校部活動（平日）とが共存する改革推進期間は、運営団体・実施主体や指導者が異なるため、活動方針や活動状況、活動予定等の共通理解を図るとともに、関係者が日々の生徒の活動状況に関する情報共有等を綿密に行い、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障する必要がある。

また、複数種目のスポーツ・文化芸術活動を定期的実施できる事務局体制を整備して公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行うなど、改革推進期間終了後も持続可能な運営ができる組織となることをめざす。

4 参加対象者

「東かがわクラブ」の活動への参加は、原則として東かがわ市に在住する中学生までの子どもを対象とする。ただし、市外に在住する者であっても、本市における平日の活動に参加の事実がある場合は、大会にも出場できるものとする。

なお、イベント活動への参加については居住地の制限は設けない。

5 種目

「東かがわクラブ」の活動は、各中学校において平日に実施している部活動の種目を基本とし、卓球、サッカー、軟式野球、バレーボール、バスケットボール、ソフトテニス、剣道、柔道、吹奏楽、美術、パソコン・科学、家庭科を定期的実施するとともに多様なイベントの機会を提供する。

6 活動場所及び移動手段

「東かがわクラブ」の活動場所は、東かがわ市立小中学校の学校体育施設、東かがわ市立の社会体育施設及び社会教育施設等とする。活動が安全適正で効果的なものとなるよう、施設等の管理運営について規則等を整備し、詳細をガイドラインに示す。

また、生徒の活動場所への移動に関しては、平日、休日ともに計画的・実用的にクラブ活動バス（スクールバス活用）を運行し、安全で効率的な活動を支援するなど、改革推進期間終了後の「東かがわクラブ」の安定的・持続的な運営を促進する。

7 指導員

「東かがわクラブ」の指導員は、東かがわクラブ指導員設置要綱に定められるもののほか、生徒の安全・健康管理等を確保するため、1種目あたり原則複数名（2名以上）を配置するものとする。

指導員は、活動の専門性や指導者としての資質向上のために研修に努め、生徒の心身の健康管理、事故防止を徹底し、暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為も根絶する。さらには、生徒との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養、過度の練習の防止や合理的かつ効率的・効果的な活動の積極的な導入を行う。

「東かがわクラブ」の活動に関する指導方針の共有や関係者との連絡調整が円滑にできるよう、各種目においてリーダーとなるコーディネーター1名を配置し、補助指導員（大学生を含む）は、各種目の指導補助を担う。

地域クラブ活動は、教職員にとって専門的な知見や経験を活かす場であるとともに、生徒が集団の中で仲間と切磋琢磨する様子や学校の授業とは違った場所で生徒が活躍する様子を観察することができるなど、これまでの学校部活動の教育的意義を含む活動が

展開される場となる。東かがわ市立小中学校に勤務する者で、「東かがわクラブ」の指導等に携わりたい教職員は、指導員登録および所定の兼職兼業の申請を行い、東かがわ市教育委員会の許可を得たうえで、地域の人として指導に携わる。

8 活動時間及び適切な休養日等の設定

活動時間及び休養日については、生徒の発達段階、健康面・学習面や生活全体のバランスを考慮し、学校や地域の実態及び各競技等の特性を踏まえ、適切に設定することで、スポーツ活動においては、スポーツ障害を防ぐとともに、競技力の向上にもつながると考える。また、文化芸術活動においても、成長期にある生徒が、教育課程内外の活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送るために必要であると考えます。

上記のことを踏まえ、詳細をガイドラインに示す。

9 大会・コンクール等の参加

競技・大会志向で特定の種目や分野に継続的に専念する活動だけではなく、生徒の志向や体力等の状況に適したスポーツ・文化芸術に親しむ機会を、指導体制に応じて段階的に確保する。東かがわ市教育委員会、東かがわクラブは、生徒が参加する大会・コンクール等の全体像を把握し、生徒や指導員の過度な負担とならないよう、種目別部会に必要な指導助言を行う。

これらを踏まえ、詳細をガイドラインに示す。

10 「地域クラブ活動」に係る経費等

- (1) 「東かがわクラブ」の活動に係る費用の一部として、参加者から参加活動費を徴収する。
- (2) 東かがわ市教育委員会は、「東かがわクラブ」の活動運営に係る経費について予算措置等の財源確保を図り一部を補助又は委託する。
- (3) 「東かがわクラブ」の活動に参加する生徒は保護者負担によるスポーツ安全保険等への加入を必須とする。
- (4) 活動を行うために必要な経費については、各種目部会において集金・支出し、年度末に会計報告を行う。
- (5) 東かがわ市教育委員会は、経済的困窮家庭の生徒が会費負担を理由に「東かがわクラブ」の活動に参加できないことがないよう、適切な措置を講ずる。

11 その他

- (1) 本計画については、原則として、国のガイドラインが改革推進期間とする令和5年度から令和7年度までの3年間を対象期間とするが、国及び県の方向性や教育振興審議会での検討等を踏まえて、適宜見直しを図ることとする。

推進計画の各項目に関する内容のうち、「東かがわ市学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関するガイドライン」に示す内容

6 活動場所に関する内容

「東かがわクラブ」の活動場所は、・・・施設等の管理運営について規則等を整備し、詳細をガイドラインに示す。

以下、ガイドライン（P 25）に示す内容

東かがわ市教育委員会は、施設等の管理運営について規則等を整備して示し、東かがわクラブの活動場所となる、市内スポーツ・文化交流施設や学校施設等について、減免措置を施すなど、負担軽減や利用しやすい環境づくりを支援する。

8 活動時間及び適切な休養日等の設定に関する内容

活動時間及び休養日については、・・・上記のことを踏まえ、詳細をガイドラインに示す。

以下、ガイドライン（P 22）に示す内容

- ・ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とする。できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- ・ 学校の学期中は、週2日以上休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日〈以下「週末」という。〉は少なくとも1日以上休養日とする。週末に大会・コンクール参加等で活動した場合は、休養日を他の日〈大会等の翌日が望ましい。〉に振り替える。）
- ・ 学校の長期休業中における休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、夏季・年末年始の学校閉庁期間は休養日とし、一定程度の長期休養期間（オフシーズン）とする。なお、各学校の試験発表期間中についても休養日とする。
- ・ 連休（特に大型連休）等については、ガイドラインを遵守しつつ地域や学校の実態を踏まえて活動計画を工夫する。（大会・コンクール参加等で活動した場合は、休養日を他の休日に振り替える。）
- ・ 会長は、各種目部会の活動内容・計画及び参加する大会・コンクール等を把握し、生徒や指導員の過度な負担にならないよう適宜、指導・是正を行う。

9 大会・コンクール等の参加に関する内容

競技・大会志向で特定の種目や分野に継続的に専念する活動だけではなく、・・・生徒や指導員の過度な負担とならないよう、種目別部会に必要な指導助言を行う。詳細をガイドラインに示す。

以下、ガイドライン（P23）に示す内容

(1) 年間計画の作成

各種目部会は、参加する大会・コンクール等の精選を前年度末に行うなど、計画を作成するにあたっては、効果的・効率的な活動となるよう内容を考慮する。その際、生徒の健康状態や生活・学習状況も加味しながら活動時間や休養日を適切に設定する。年間計画については「東かがわクラブ種目別部会」が作成し、前年度3月末日までにホームページ等により公表する。

(2) 中学校体育連盟が主催する大会の参加について

中学校体育連盟が定める大会参加規程に基づき参加する。中学校体育連盟が主催する大会に係る参加申込等の手続きは、東かがわクラブ各種目別コーディネーターが行う。

(3) 各競技団体および文化芸術団体等が主催する大会の参加について

競技団体・文化芸術団体等が定める参加規程に基づき参加する。大会・コンクールに係る参加申込等の手続きは、東かがわクラブ各種目別コーディネーターが行う。

(4) その他、民間事業者や組織等が開催する大会・コンクール等の参加について

上記(2)、(3)に関連する重要な大会・コンクールや生徒の日ごろの練習の成果を発揮する貴重な機会となる真に必要な大会・コンクール等の場合に、「東かがわクラブ」の活動範囲で参加することとする。ただし、生徒及び保護者の過度な負担となることがないように年間計画に基づく参加を基本とする。

(5) 大会・コンクール等への参加の制限について

東かがわ市教育委員会（東かがわクラブ）は、生徒が参加する大会・コンクール等の全体像を把握し、週末等に開催されるものへの参加が、生徒や指導者の過度な負担とならないよう、統廃合等を主催者に要請する。

参加にあたっては、国及び香川県のガイドラインを遵守するとともに、学校行事や試験期間等にも配慮し、状況によっては参加を制限することがある。